

武蔵村山市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働により、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、武蔵村山市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力を進めるものとする。

- (1) 市民の健康づくり及び食育に関すること
- (2) スポーツの振興及び青少年の育成に関すること
- (3) 熱中症対策に関すること
- (4) 災害対策に関すること
- (5) その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（秘密保持）

第3条 甲乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年5月27日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市
武蔵村山市長

山崎 泰大 

乙 東京都千代田区神田司町2丁目9番地
大塚製薬株式会社 東京支店
支店長

池内 吳郎 